

令和4年5月21日
練馬区

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

都知事は5月20日、現在の感染状況や医療提供体制を踏まえ、都内全域を区域とした、リバウンド警戒期間を5月22日をもって終了し、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、都民および事業者に対し、5月23日以降の取組として、基本的な感染防止対策の徹底等の協力を依頼した。

区は、都の方針を受けて、5月23日以降、以下のとおり対応する。

1 基本的な考え方

- (1) 区民の皆様には、3密の回避、マスクの着用、手洗い、換気をはじめとした基本的な感染防止策の徹底を引き続きお願いする。

早めのワクチン接種の検討、発熱等の症状が出た場合の速やかな受診、感染に不安を感じた場合の検査受診など感染を広げないための行動をお願いする。

- (2) 区内の飲食店等のうち、都の感染防止徹底点検済証の交付を受けていない店舗（以下「非認証店」という。）については、入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とし、酒類の提供は午後9時までとするようお願いする。

引き続き、業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

2 具体的な対応策

【区立施設】

- (1) 通常運営とする。ただし、練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホールにおいて、大声での歓声・声援等が想定される場合は利用人員を定員の50%とする。

【イベント・事業】

- (1) 区が主催するイベント・事業は、収容定員を上限5,000人とする。ただし、大声での歓声・声援等が想定される場合は、定員の50%以内とする。

収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。

【その他共通事項】

- (1) 手指消毒、換気、3密の回避など、基本的な感染防止策を徹底する。
- (2) 特に人と会話をする時や混雑する場所でのマスク着用を徹底する。
- (3) 長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者に注意喚起する。
- (4) 混雑時の入場者の整理等の実施を徹底する。
- (5) 入浴は、引き続き禁止する。

3 区民の皆様へのお願い

混雑している場所や時間をできるだけ避けて3密を回避することや、こまめな換気、手洗い・手指消毒をはじめとした、基本的な感染防止策の徹底を引き続きお願いいたします。

マスクの着用は感染防止策として大変重要なため、特に人と会話する時や混雑する場所ではマスクの着用を徹底してください。

会食は感染防止策が徹底された、感染防止徹底点検済証の交付を受けている店舗の利用をお願いします。

自分と大切な人や社会を守るためにも、早めのワクチン接種を検討してください。発熱等の症状が出た場合は速やかに診察を受けてください。感染に不安を感じたら、都が実施する検査を受けてください。感染を広げないための行動をお願いします。

4 区内事業者へのお願い

- (1) 飲食店等のうち非認証店については、同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人以内、滞在時間を2時間以内とし、酒類の提供・持込は午前11時から午後9時までとするようお願いします。

営業にあたっては、業種別ガイドラインを遵守してください。

- (2) テレワークの推進や、職場での基本的な感染防止策を徹底するようお願いします。
- (3) 飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴（TOKYO ワクシオン等を活用）や陰性の検査結果を確認する取組にご協力ください。

5 練馬区方針の取扱い

- (1) この方針に記載のない事項で、国、都の方針が発出されているものは、それによることとする。
- (2) この方針は、国、都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。